

8各監委第18号
令和8年8月25日

各務原市長 浅野 健 司 様

各務原市監査委員 五 島 浩 利

同 檜 谷 清 美

同 井戸田 直 人

令和8年度に算定した各務原市の財政の健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和8年度に算定した各務原市の財政の健全化について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 8 年度に算定した各務原市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和 8 年度に算定した各務原市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 8 月 1 8 日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、各務原市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められる。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については黒字であるため比率はなく、将来負担比率はマイナス表示となり算定されていない。また、実質公債費比率は、1.9%で早期健全化基準内であり、健全な財政運営に努められていると判断する。

記

(%)

健全化判断比率	令和 7 年度算定	令和 8 年度算定	早期健全化基準	
実 質 赤 字 比 率	—	—	令和 7 年度	令和 8 年度
			11.79	11.74
連結実質赤字比率	—	—	令和 7 年度	令和 8 年度
			16.79	16.74
実質公債費比率	3.5	1.9	25.0	
将 来 負 担 比 率	—	—	350.0	